平成２９年（フ）第９２号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原514番地
債務者　笠石　美姫
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３７号
長野市川中島町今井22番地１
債務者　西澤　公孝
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
京都市南区東九条南烏丸町35番地６　南烏丸市営住宅２－355
債務者　竹内　明雄
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地28―401
債務者　國吉智恵子（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
京都市伏見区向島立河原町46番地　日向ハイツ７号
債務者　井崎　慎一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
京都府宇治市小倉町西浦15番地　シェラールⅠ218、住民票上の住所京都府宇治市宇治若森29番地の１　セリバテール若宮205号
債務者　井口　隆太
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３４３号
京都市伏見区桃山町大津町28番地　ドルチェハイム桃山205号
債務者　檀上　　瑛
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
広島市安佐北区落合南４丁目１番９－404号
債務者　下岡　直美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷756番地３
債務者　柏　隆太郎
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第５０１９号
大阪市鶴見区緑１丁目11番18―205号
債務者　伊藤　順一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２０号
大阪市鶴見区緑１丁目11番18―205号
債務者　伊藤　和美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５号
大阪府東大阪市川田２丁目19番10号　ジェルメコリーヌⅢ　101
債務者　西村　康一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３６号
大阪府寝屋川市御幸東町33番19号（101号）
債務者　山本　浩世（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７号
大阪市此花区高見１丁目７番16―1705号
債務者　藤林　　登
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５０号
大阪府交野市星田５―21―５レオパレス星田Ⅱ108号室、住民票上の住所大阪府東大阪市柏田本町11番25号
債務者　寒川　　望
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９２号
大阪府寝屋川市北大利町15番21号（102号）
債務者　赤壁　龍司
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８４号
大阪市北区浮田２丁目７番３―805号
債務者　黒木　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部